

安易な「病床削減」「医療従事者長時間労働」で  
はなく地域・医療職場の自主性を求める意見書

「病床が逼迫している」とか「医療従事者が確保できない」というコロナ感染症拡大の最中の令和3年5月に、医療法等一部改正法が可決されました。

この法は、消費税財源を使い、「病床削減・病院統廃合」を進めるために交付金で財政支援するというものです。

その交付金は病床稼働率が高い病院ほど一床当たりの単価を引き上げるものであり、強引に行うと日常的に「医療逼迫」「入院受入れ困難」な状況になりかねません。

また、日本の医師養成数はOECD諸国では最低数であり、医師不足は地方において顕著に表れています。

さらに、医師の長時間労働も問題とされている中で、36協定では、過労死ラインを超える年960時間だけでなく、年1860時間まで追認している状況もあります。

労使協定である36協定は、いうまでもなく労使間で時間外労働の限度を決めるものです。

つきましては、政府におかれましては、安全な地域医療と医師などの医療従事者を疲弊させないため、次の事項を実現されるよう強く要望します。

- 1 医療法等一部改正法にかかわる「病床削減・病院統廃合」は、国が強制すべきものではなく、地域医療と医療現場の実情と自主性を尊重すること。
- 2 医療現場における36協定は、「厚生労働省通達の過労死ライン」を超える内容を安易に締結させず、よりゆとりある人員と安全な医療環境を目指すことを指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月29日

尾道市議会

関係行政庁あて